

印鑑登録



【登録できる印鑑の基準】

- 大きさ：一辺が8mm～25mmの正方形に収まるもの
- 刻印：住民基本台帳に登録されている氏名、氏、もしくは名を表しているもの
- 材質：ゴム印など変形しやすい素材は登録できません

※外国人は、登録されている通称名や漢字併記名・カタカナ併記名を表しているものも可能ですが、あらかじめ問い合わせて確認してください。

【印鑑登録ができる人】

- 15歳以上の人
- 成年被後見人の方が印鑑登録をする場合は、成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り申請が可能です。

【本人確認方法】

(1) 本人が次のいずれかの本人確認書類を受付窓口で提示して確認する方法。

・運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付き免許証、許可証、資格証明書など有効期限内のもの。

・保証人欄に、印西市ですでに印鑑登録をしている人の氏名、住所、登録番号を記入し、登録している印が押されている「印鑑登録申請書」。

※保証人欄に記入・押印されていれば、保証人が受付窓口に来る必要はありません。

(2) 本人または代理人が、決められた期日までに本人が署名・押印した「回答書」を受付窓口を持参して確認する方法。

本人が(1)の本人確認書類を持参していない場合や、本人が来ることができず代理人が受付窓口に来た場合は、本人の住所地に「照会書」を郵送しますので、決められた期日までに本人が署名・押印した「回答書」を受付窓口にお持ちください。

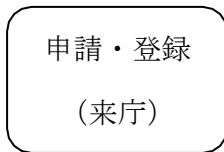
※回答期日までに回答書を持参されない場合は、無効となります。

※回答期日は、照会書をご覧ください。

申請方法

即時登録

- 1、 本人が申請する場合で顔写真付き（運転免許証等）の本人確認書類がある方



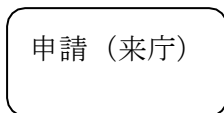
持参するもの

- ・登録する印鑑
- ・顔写真付き本人確認書類

照会申請

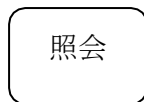
※当日は申請のみで登録はできません。登録には数日を要します。

- 1、 本人が申請する場合で顔写真付き（運転免許証等）の本人確認書類がない方

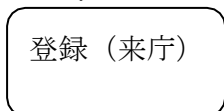


持参するもの

- ・登録する印鑑
- ・本人確認書類（健康保険証等）



市から本人住所地に「照会書」を郵送

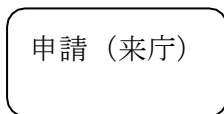


持参するもの

- ・登録する印鑑
- ・回答書
- ・本人確認書類（健康保険証等）

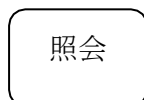


- 2、 代理人が申請する場合

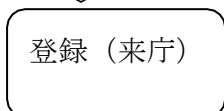


持参するもの

- ・登録する印鑑
- ・印鑑登録代理人選任届
- ・代理人の印鑑
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）



市から本人住所地に「照会書」を郵送



持参するもの

- ・登録する印鑑
- ・回答書
- ・印鑑登録代理人選任届
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）